

日本企業部門ニュースレター

ポーランド・2009年12月

法人税



連絡先:

山崎 俊幸
マネージャー
Tel: 48-71-356-1203
Mobile: 48-519-507-503
t.yamasaki@pl.pwc.com

発行人:

森山 進
地域統括パートナー
Tel: 48-22-523-4971
steve.moriyama@pwc.be

PwC ポーランド
www.pwc.com/pl
www.taxonline.pl

PwC ベルギー・中東欧
www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/belgium

© 2009 PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.
プライスウォーターハウスクーパースとは、
PricewaterhouseCoopers Sp. z o.o.、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

PE リスク増大？

ポーランドでの外国企業による原材料調達

2009年8月19日、ポーランド財務省の名のもと、ワルシャワ税務当局から税務事前確認が公表された(IPPB5/423-272/09-4/PS)。外国企業から生産委託を受けているポーランド企業が、外国企業と原材料供給業者との購買契約締結交渉の場に参加していたとする。委託製造業者が参加していたという事実によって、外国企業がポーランドに恒久的施設(PE: Permanent Establishment)を有すると認定されるリスクがある。PEを通して外国企業が獲得した利益に対しては、ポーランドの法人税率19%が課税される。

背景説明

一つの事例を紹介したい。当事前確認は以下のようなケースとなっている:

- ・ ポーランド企業 A は、スイス企業(外国企業)に対し委託製造サービス(ツール・マニュファクチャリング・サービス)を提供していた(例、スナックの製造)
- ・ 生産に必要な原材料と最終製品は、スイス企業の所有である
- ・ ただし、最終製品はポーランド企業 A の倉庫内に保管されている
- ・ ポーランド企業 A は、スイス企業とポーランド原材料供給業者(ポテトなど)との購買契約締結交渉の関与していた
- ・ また、他のポーランド企業 B が、コミッション契約にしたがい、最終製品を販売している

この前提条件で、ポーランド委託製造業者 A の活動を考慮した場合、ポーランド国内においては、スイス企業は PE を有していない旨の確認をとるために、事前確認が申請されていた。

税務当局の立場

ポーランド国内で、スイス企業のために行われていたポーランド企業による委託製造活動や製品の保管業務活動は、それだけでは PE を有していないとの判断を税務当局は示した。

しかしながら、ポーランド委託製造業者 A が、スイス企業とポーランド原材料供給業者との原材料購買契約の締結交渉に関与していたという事実は、委託製造業者 A がスイス企業の従属的代理人として扱われる基礎を提供するものであると判断している。したがって、ポーランド企業 A は、スイス企業の PE として認識されるべきであり、ポーランド法人税法に基づいて、PE を通して獲得された利益に対して 19%の税率を課すという見解を示した。

まとめ

この事例は、ポーランドで原材料を調達しているすべての外国企業に対して、重要な示唆を提供するものと考えられる。外国企業は、PE リスクの観点から今一度、ポーランドにおける委託製造活動の在り方を再検討されることが期待される。

この事例からも想像に難くないが、ポーランド税務当局は、外国企業の便益のために実施されている事業活動に関して、とかく PE とみなす傾向が高まってきている。租税条約やその OECD 解釈の意図するところに反しているのかもしれないが、たとえそれが原材料調達活動の準備的・補助的活動であったとしても、税務当局は、PE を構成する事業活動であるという見方をするかもしれない。

以上、PE リスクに関する最新の情報をお届けいたしました。詳細にご興味ございましたら、お気軽に山崎までご連絡ください。